

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県公害審査会条例	公 布 日	昭和45年10月6日
条 例 番 号	昭和45年三重県条例第38号	直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	環境生活部地球温暖化対策課	電 話 番 号	059-224-2366
条例の概要	公害紛争処理法第13条の規定に基づき、公害審査会の設置、組織その他必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	手続型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	公害紛争処理に対する調停等の申請に対して、迅速かつ適正な解決を図るための仕組みとして、現在でも条例の目的は妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	公害紛争当事者間における紛争の迅速かつ適正な処理のためには、公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例施行以降、審査会では調停55件、あっせん1件を実施しており、過去3年では平成21年度に2件、平成22年度に2件の調停を実施している。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	法第13条の規定により、条例に基づいて設置することが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	審査会の設置、組織その他必要な事項が定められており、条例の規定の一部であっても、廃止した場合には審査会を運営することができない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	公害紛争を民事訴訟で争った場合と比べると、 手続が柔軟で、当事者の費用負担(手数料)も少なくすむことから、その効果及びコスト配分は適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	公害により不利益を被る全ての県民に手続が認められている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コスト負担は、調停手続等を利用する当事者が手数料を支払うことになっている。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない。 法の規定により公害審査会の設置等を定めたものであり、現在の条例の規定による運用において支障は出ていない。			無	無